

保護者様

福岡市教育委員会
下山門中 学校長

学校で新型コロナウイルスの陽性者が判明した場合の学級閉鎖等の取扱いの変更について

日頃から、新型コロナウイルス感染症予防の取り組みに、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

この度、従来株より潜伏期間の短いオミクロン株への置き換わりに伴い、国による学級閉鎖期間の目安が短縮されたことや、学校においては感染リスクの高い教育活動を制限するなどの感染症対策を徹底していること等を踏まえ、学校で新型コロナウイルス感染者が確認された場合の学級閉鎖等の取扱いについて、下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。

保護者の皆様におかれましては、引き続き、ご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 学級閉鎖の取扱いについて

	学級閉鎖を実施する場合	学級閉鎖の期間
変更前 (～2.4)	学級内で陽性者が判明した場合	原則、陽性者の最終登校日の翌日から7日間 ※ただし、陽性者の発症日や学校教育活動の状況によって、感染した児童生徒の最終登校日の翌日から10日間を学級閉鎖とする場合があります。
変更後 (2.5～)	学級内で3日以内に2名以上の陽性者が判明した場合	原則、陽性者の最終登校日の翌日から5日間 ※ただし、学校活動状況によって、1人目の陽性者が判明した時点で、陽性者の最終登校日の翌日から7日間を学級閉鎖とする場合があります。

※留守家庭子ども会の児童に陽性者が判明した場合には、学級閉鎖の取扱いに準じ、入会児童について出席停止の判断を行います。

※陽性判明時の保護者の皆様へのおお願い※

1人目の陽性者が判明したときに、各家庭で登校を控えるなどの選択ができるように、学級閉鎖の有無に関わらず、当該学級の保護者の皆様にメール配信を行いたいと考えております。

保護者の皆様におかれましては、メール配信にご理解とご協力をお願いいたします。

2. 濃厚接触者の出席停止期間について

	同居の家族が陽性となり、児童生徒本人が濃厚接触者となった場合
変更前	陽性者と接触をした日の翌日から7日間を出席停止とする ※陰性が判明した場合でも、7日間は出席停止
変更後	陽性者の発症日またはマスクの着用や手の消毒などの感染対策を講じた日のどちらか遅い日の翌日から7日間を出席停止とする ※陰性が判明した場合でも、7日間は出席停止

※既に濃厚接触者となっている場合も、変更後の取扱いを適用できます。出席停止の期間が変更になる場合は、学校までご連絡ください。

※出席停止の取扱い等についての詳細は、別紙の「新型コロナウイルス感染症についてのお知らせ」をご確認ください。